

## 北谷町公文書館設置後の課題 ——専門員配置をどうするか——

沖縄県中頭郡北谷町総務部 源河 朝明

なぜ「北谷町のような小さな町が公文書館を設置したか」とよく聞かれます。公文書館設置の過程は各々の市町村で異なるものがあるかと思えます。地域史料の編纂、地域史料の収集過程からのもの、行政文書のうち将来において歴史的資料として価値あるものを残そうとして設置されたもの、様々であると思えます。本町は、歴史的資料として価値ある行政文書をどう残していくか、これから出発し、いきついたのが公文書館の設置であります。

近年の行政事務は多種・多様化・高度化しています。それに伴い計画行政が強くと糾ばれるようになりました。また、地域の特色を活かしたまちづくりも糾ばれるようになりました。このためには、過去の業務の経緯、実績、実情等を踏まえた実態に即した行政施策を講ずることが必要であります。

過去の業務を検証することは、担当者の知識だけでは困難であり、先人達が残した資料・記録等の行政文書に多くを頼らざるを得ないものがあります。本町においては、行政文書の編纂業務が長年行われなかったため、保存文書の検索が困難となり行政における計画の立案業務に支障を来してきました。このため本町は、昭和61年度に文書編纂業務を町の重点施策の一つとして掲げ取り組むことになりました。

私にとっては総務課長着任早々の大きな業務となりました。幸いなことに、私も過去に文書を担当する行政係長の職を経験していたこと、それに加え担当職員の熱意の高さが40年分という膨大な量の文書編纂業務を支えてくれました。

累積した過年度文書の整理は、文書分類表を含めた文書取扱規程の全面改正を行った上で県の琉政文書の整理に実績をもつ民間事業所への



委託という異例の方法ではあったが昭和63年迄の概ね3年をかけて昭和59年度以前の文書整理が完了いたしました。当然文書整理完了後の課題が生じてきました。文書整理をしたことによって、一度に発生した永年以外の保存年限を超過した文書の処理の問題であります。行政においては保存年限を超過した文書は規則により廃棄処分が原則であります。しかし、それらの文書には、今後の政策形成及び行政執行上まだ現用文書として活用が出来るもの、今後時間が経過すれば歴史資料としての価値が高まる可能性のある文書が多く含まれていました。このため、原課への意見照会、総務課での判別作業を経て出した結論は、「一定期間廃棄は留保」し保存のあり方を将来に亘って検討するというものであります。

その後、平成2年夏に文書担当者から廃棄文書の措置の一手段として昭和62年に国会で成立した「公文書館法」及び全史料協の「公文書館法問題小委員会報告」を提示したうえで公文書館の設置について提案がなされました。本町の文書の整理編纂業務はこれまで「行政事務の迅速化と効率的運営に資する」ものとして現用文

書の整理に力点を置き行って来たところであり  
ますが、公文書館法の趣旨は、公文書等の歴史的資料としての保存、利用に供する重要性をあらためて認識させられるものでありました。

私も、過去の国・県の許認可を得るための業務や計画書等の策定に多く関わって参りましたが、過去の経緯文書等の資料がないためその掘り起こしに大変苦しい思いをいたしました。公文書館設置の提案は、文書編纂業務の課題解決に大きく道を開くものであると同時に、また新しい課題を提起するものでもありました。公文書館の設置は、「条例」はもとより「館舎」、「専門員の配置」に係る財政の問題等、検討・克服すべき課題が多くありました。また、当時の総務課は、人事、行政、財政事務まで所管しており課長の業務を一分野に集中するわけにはいかず、提起のあった年は勉強、検討の期間とし、平成3年度に方向性を見出すことになりました。

業務の合間を縫って全史料協の報告書を何度か繰り返し目を通し、構想を巡らしました。

公文書館設置に絶対必要と思われる基盤である文書整理はなされている。条例等は先進地に学べばよい。問題は財政的に大変厳しい館舎、職員定数、運営方法であると考えました。

平成3年春には乱暴な方法ではありますが①条例等は先進地の事例を参考に立案する。②館舎は庁舎建設までの間、民間の建物を借用する。③ 職員の配置は当分の間、非常勤の館長、委託職員、臨時職員で対応し、専門職員は、公文書館の実績をあげた上で常勤化する。

以上の三つの基本的考えを取りまとめ、庁議に公文書館の設置を提起し理解を得ることができました。

以後、公文書館設置の経緯については次のとおりであります。

- ① 平成3年8月 公文書館予定建物借家協議成立(建物面積225㎡)
- ② 平成3年10月 公文書館予定建物の賃借開始
- ③ 平成3年11月 山口県文書館、広島県

立文書館、広島市公文書館視察

(収入役、総務課長、行政係長、文書担当)

- ④ 平成4年1月 広島県立文書館の規程を参考に条例(1)、規則(2)、訓令(7)の草案完了
- ⑤ 平成4年2月 非常勤館長(課長職退職者)、委託職員(文書編纂業務受託企業からの派遣)について庁内及び相手方と調整完了
- ⑥ 平成4年3月 北谷町公文書館条例を3月定例議会に提案・可決
- ⑦ 平成4年4月 北谷町公文書館業務開始(非常勤館長1名、委託職員1名)
- ⑧ 平成4年5月 行政係長を公文書館に2ヶ月派遣
- ⑨ 平成5年3月 北谷町公文書館職員の1名定数化を3月議会に提案・可決
- ⑩ 平成5年8月 常勤の専門職員(農業歴史専攻者で町誌編集歴11年の経験者)1名を選考採用
- ⑪ 平成5年10月 臨時職員1名を増員
- ⑫ 平成6年4月 非常勤館長、専門職員、臨時職員2人計4人体制となる。(総務課長が企画課長に転出)
- ⑬ 平成8年4月 公文書館長及び総務課長に再度の人事異動あり公文書館長は常勤となる。
- ⑭ 平成9年4月 常勤の専門職員が教育委員会(文化課)に人事異動となる。後任は一般行政職から配置
- ⑮ 平成10年4月 常勤公文書館長の退職に伴い非常勤館長を配置
- ⑯ 平成10年5月 町役場と公文書館を併設した新庁舎が落成し公文書館移転  
公文書館面積754㎡(事務室115㎡、作業室107㎡、書庫532㎡)  
・行政組織に部制を導入し、公文書館は総務部所管となる。(総務課長に再度の人事異動あり)

本町は、去った沖縄戦により無惨にも行政文書の全部を焼失し、今ある行政文書は、戦後の

文書だけであります。行政文書の定義に際し、本町においては自ずと戦後、行政事務を遂行するうえで作成された文書類であるといえます。

戦後の限られた行政文書類しか有しない本町においては、せめてこれからの資料だけは大切に後世に伝えたいという想いが、公文書館設置に取りかかった最大の理由であります。

文書館活動の三位一体といわれるうちの「条例」だけを整備し、残りの「館舎」については、民間のアパートの一部分の「借家住まい」であり、「専門員の配置」についても今後の課題とするなど、準備が整わないなかで取敢てスタートしたのは、現行の行政の文書保存管理体制のなかで、年々廃棄予定文書が増えていき、保存書庫の問題もあり、早めに公文書館に引き継がれていかないと保存年限を超過した文書が廃棄されてしまうという現実の問題を抱えていたからであります。

公文書館所管の総務課から4年間離れましたが、この春に公文書館を併設した新庁舎が落成するとともに、本町の機構に部制が導入されたことに伴い、間接的ではあるが総務部長として再び公文書館を担任することになりました。

これを機会に、公文書館の設置から6年が経過した今日、私たちが意図したところの公文書館になり得ているか現場の状況を検証いたしました。

検証の結果は公文書館事務が私や当時の行政係長の意図していた程進展しておらず、設置に関わったものとして一抹の寂しさを覚えるものであります。

第一には総務課から送付された廃棄予定文書の公文書館における保存の適否の審査（選別）業務及び行政資料の計画的収集が進展していないこと、第二には新庁舎移転に伴い、公文書館と現用文書保管のための総務課等の書庫区分が雑然としていたこと、第三には専門的な公文書館業務の特殊性を考慮しない館長及び専門職員の人事異動が短期間のなかで幾度となく行われたことでもあります。

第一及び第二の業務遅れ等の原因は、第三の人事問題にあると判断されます。

館長は、公文書館の業務全体を掌理し、専門機関としての業務を統括推進し、機関としての方向性を決定していく任務を負う責任者であります。

また、そこに働く職員は、公文書館で行う文書の評価・選別及び整理・保存等の業務を的確に遂行するため、広範囲にわたる高度の知識や技術を備えた専門職員が不可欠であります。

公文書館専門職員に関する資格がまだ制度化されてなくその養成が緒についたばかりの現状においては、資格制度が確立されるまでの間、個々の適性と能力とを見定め、その制度導入の動向を勘案しながら、職員の人事を行うことが肝要であると考えます。

規模の小さい市町村においては、広く人材を求めることが困難であります。また、人容が少なく仕事は「専門化出来ない」「1人の職員が広く多くこなさなければならない」ということも生じて参ります。そのために人事は複雑にならざるを得ない実情もあります。

しかし、人事は、各職場の業務実態を十分理解したうえで個々のもつ能力を見定め、適材・適所に哲学をもって配置することが肝要であります。地域に依る本町公文書館の発展は、終生アーキビストたる職員を得てはじめて望めるものであると考えます。小さい町役場において、困難ではありますが公文書館設置の所期目的達成のため努力を続けていきたいと思えます。

## 余 談

沖縄には、泡盛というお酒があります。泡盛の中でも3年以上蔵に静かにねかせた酒が古酒といわれ、まろやかで風味があり重宝にされております。13年以上のものは、更に歴史を育み、おいしく大事にされ、高いお金を出しても買われ求められております。

しかし、企業にとって3年から13年という年月をかけてお酒を市場に出さず蔵にねかせ熟成させるということは経営上大変なことでもあります。このため、我慢が出来ず熟成中の酒を市場に放出することがあります。

そうすると、年代ものの古酒が少なくなり、

これを凌ぐため残された年代ものの酒と熟成の浅い酒とをブレンドし質の悪い酒を市場に出す場合もあります。しかし、これ等は愛飲家はすぐ見抜くものであり長続きしないものであります。

一時的に大量に生産することが出来ない古酒

は、計画的に熟成させ計画的に市場に出していくことが愛飲家の信頼と安定的経営につなげていけるものと考えます。

人材の活用や育成も長期的な視点に立って考えたいものであります。